

# 水曜日はノ一残業デー

## 政府・各省は犯罪行為を放置するな



### サービス残業の野放しは許されない

各省に働くみなさん。いま私たちの職場は行政需要に見合う人員が配置されていないことから、過労を原因とした現職死亡者や過労自殺と見られるケースが増大しています。命と健康、さらに家庭生活までも破壊したあげくの夕夕働き、これは立派

な犯罪行為です。

給与法では、超過勤務手当の不払いについて、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」、「故意に容認した者」も罰則の対象にしています。

ところが職場では、慢性的長時間残業と夕夕働きの連続です。法を守るべき国の機関で、このような犯罪行為が放置され続けてよいものでしょうか。

### 政府・各省は「時短対策」を守れ

政府は国家公務員の労働時間短縮について、平成4年10月「推進計画」を閣議決定しました。これにもとづき各省の官房長からなる人事管理運営協議会は、同年12月「労働時間短縮対策」(13年1月一部改正)を決定しました。

それによると、「超過勤務縮減のための環境整備」として、「全省庁一斉定時退庁日

水曜日とし、その実施に当たっては、次の措置を講ずること」としています。

- ① 各省庁は定時退庁日である旨放送等により周知、徹底すること。
- ② 管理職員は率先して定時退庁に努め、やむを得ない場合を除き超勤を命じないこと。
- ③ 管理職員は巡回等を行い、積極的に定時退庁の指導を行うこと。
- ④ 定時退庁日に超勤した場合、その週において定時退庁させること。
- ⑤ 関係省庁を通じた業務は、時間内に終了するよう協議すること。
- ⑥ 各省人事担当課は、上記の実施状況を把握し、出来ない部署を指導すること。
- ⑦ 総務省は周知、徹底するためポスターを作成し、各省庁に配付すること。
- ⑧ 各省庁において自主的な定時退庁日を必要に応じて定めること。

以上のことは、政府・各省庁が自ら決めた対策です。各省当局・管理者に遵守させましょう。

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14リパティ14 TEL.03-3502-6363 FAX03-3502-6362

★私たちは国民本位の行財政・司法をめざしています

【ホームページ】 <http://www.kokko-net.org/kokkororen/>  
【Eメール】 [mail@kokko.or.jp](mailto:mail@kokko.or.jp)